

# 徳島県情報公開審査会答申第201号

## 第1 審査会の結論

第2の2の②から⑤までに掲げる公文書のうち公開をしないこととした部分については、その全てが徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第8条第3号に規定する情報に該当するものとしてこれを非公開とするのは妥当ではなく、個別に同号に該当すると認められる部分及び同号以外の同条各号に規定する情報に該当すると認められる部分があればそれらの部分を除き、公開すべきである。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

平成29年9月29日、審査請求人は、条例第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「業務報告書（平成27年4月10日）以降の〇〇市との協議文書（同市の焼却施設の主燃焼室温度計及び二次燃焼室出口温度に関連し、県環境指導課と同市の間で協議した文書の全部）」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年10月13日に本件請求に対応する公文書として次の6件の公文書について、条例第8条第1号及び第3号に規定する情報に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

- ①平成27年7月8日付け業務報告書（以下「公文書1」という。）
- ②平成28年2月5日付け業務報告書（以下「公文書2」という。）
- ③平成28年5月19日付け業務報告書（以下「公文書3」という。）
- ④平成28年11月4日付け業務報告書（以下「公文書4」という。）
- ⑤平成29年1月6日付け業務報告書（以下「公文書5」という。）
- ⑥平成29年5月31日付け業務報告書（以下「公文書6」という。）

### 3 審査請求

平成29年11月13日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 諮問

平成30年3月5日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、公開請求に該当する文書の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び反論書における審査請求人の主張によると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 審査請求書

平成27年7月8日から平成29年5月31日までの間に実施機関が〇〇市（以下「市」という。）にどのような指導をしたのかを明確にするため、公文書2から公文書5までの全部公開を求める。

公文書1の記載内容について、市の回答は、市が県に提出した設置届（以下「設置届」という。）に記載されている燃焼ガス温度850℃以上（二次燃焼室出口1000℃）で未燃ガスを完全燃焼させることができていないことで自ら焼却施設の不具合（温度不足）を認めたことになる。審査請求人が指摘してきた再燃焼ゾーン（二次燃焼室）が温度不足を含め市の焼却施設は設置届の記載要件が実行されていない証拠である。

公文書5について、市の施設が設置届を逸脱していることに係る1月6日の県の指導を市は放置していることは明らかである。審査請求人が平成〇年〇月〇日調査申立書を提出して〇年が経過している。実施機関は、市の施設改善について法規則にのっとりた措置を強行に講ずるべきと思料する。

##### (2) 反論書

実施機関は、本件処分において一部非公開とする決定をした理由として、非公開とした部分には協議途中の未成熟な情報や事実確認が不十分な情報が多く含まれており、そのまま公開すると県民の誤解や臆測を招き、公にすると不当に混乱を生じさせるおそれがあるとし、また、当該協議文書の概要について公開情報と非公開情報が混在し分離困難のためとしている。

しかし、審査請求人が平成〇年〇月〇日に提出した調査申出書により県が市に対して指導を行っているが、市は施設の稼働状況が稼働時より設置届記載事項を逸脱した主張を繰り返している。県と市との協議は、焼却施設の燃焼温度及び主燃焼室の温度計の故障改善を市が約束期限を引き延ばし解消しないことの繰り返しで結論は得られず、今年で稼働から〇年経過する。

その間、どのような協議が行われているかを明確にするためには、不開示とした処分理由である協議途中の未成熟な情報や事実確認が不十分な情報であっても、その進行状況を住民は知る権利を有することで全部開示を求める。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び当審査会における口頭理由説明によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

## 1 公文書の特定について

本件公文書は、平成27年4月10日以降において、市焼却施設の主燃焼室温度計及び二次燃焼室出口温度に関し、実施機関と市が協議した内容を記録したものとして公文書1から公文書6を特定した。

## 2 本件処分を行った理由

公文書1から公文書6までの「概要」欄には、市の焼却施設の稼働状況、燃焼温度、燃焼温度を計測する温度計の設置方法等が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の3第1項による設置届の維持管理計画に記載されている基準を満たしていないのではないかという問題（以下「協議課題」という。）について実施機関と市との間で継続的に協議をしてきた内容が記載されている。

このうち公文書1及び公文書6の「概要」欄に記載されている内容は、実施機関と市との間で合意に達した事項及び単なる事実関係に関するものだけだが、公文書2から公文書5までの「概要」欄（以下「本件非公開部分」という。）には、協議課題への対応に関し、維持管理計画の見直しの要否、仮に維持管理計画を見直しする場合の手続等について、実施機関と市が忌たんのない意見交換をした内容が記載されている。

本件非公開部分における実施機関と市との間の協議では、協議課題の解決に向けた方法、法令の解釈等について様々な案を手探りで検討しており、かつ、本件請求があった時点ではまだ結論に達していないものであることから、協議途中の未成熟な情報や事実確認が不十分な情報が多く含まれている。また、その記載の仕方も、実施機関と市の間では当然の前提として共通理解されていることは省略されていたり、逆に、同じ用語を用いても双方が異なる意義で用いたりする場合があるなど、当時としては正確な記録に努めたものの、協議途中であったことから結果的に厳密性を欠き適切ではないところがある。よって、本件非公開部分をそのまま公開したのでは、県民の誤解や憶測を招き、県民の間に不当に混乱を生じさせるおそれがある。また、本件非公開部分における実施機関と市との間の協議では、市においても忌たんのない意見を述べている。その内容が後になって公開されることになると、今後、同市に限らず他の市町村との同様の協議においても、率直な意見交換が難しくなるおそれがある。

なお、協議課題については、実施機関と市との間で平成〇年〇月に解決に向けた一定の処理方針の結論が出てはいるが、本件非公開部分が公開されると、現在においてもなお上記のように県民の誤解を生み、廃棄物行政に対する信頼を損なうおそれがあると認められる。

また、本件非公開部分には条例第8条第3号に規定する非公開情報とそれ以外の情報が混在しており、技術的に分離することが困難であることから、文書全体が同

号の非公開情報に該当する。

以上により、実施機関は本件非公開部分を非公開とする本件処分を行った。

## 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成30年3月5日	諮問
令和2年6月19日	審議（第171回審査会）
同 年 7 月 9 日	審議（第172回審査会）
同 年 8 月 3 日	実施機関からの口頭理由説明，審議（第173回審査会）
同 年 9 月 3 日	審議（第174回審査会）

## 第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件請求について

本件請求は、平成27年4月10日から本件請求があった平成29年9月29日までの間に、市の焼却施設の管理・運営について、実施機関と市が協議した文書の公開を求めるものである。

実施機関は、本件請求に係る公文書として公文書1から公文書6までを特定し、公文書1の一部を条例第8条第1号に規定する情報に該当するとし、公文書2から公文書5までの一部を同条第3号に規定する情報に該当するとしてこれらの部分を非公開とする本件処分をした。

これに対して、審査請求人は、実施機関が条例第8条第3号に規定する情報に該当することを理由に非公開とした本件非公開部分についての公開を求めていることから、以下、当審査会では、本件非公開部分の非公開情報該当性について検討する。

### 2 非公開情報該当性について

#### (1) 本件非公開部分について

当審査会において本件非公開部分を見分したところ、本件非公開部分はいずれも市の焼却施設の管理運営上の課題等について実施機関と市が具体的に協議した内容であると認められる。実施機関が説明するように、本件非公開部分には市の焼却施

設の管理運営上の課題等を解消するために、様々な検討を重ね、忌たんのない意見交換をしていることが認められる。また、本件請求のあった日においては、まだ結論には達しておらず、協議の途中段階にあると認められる。

(2) 非公開情報該当性について

ア 実施機関は、本件非公開部分は協議途中の未成熟な情報や事実確認が不十分な情報が多く含まれており、これを公開することにより不当に県民に混乱を生じさせるおそれがあるとしている。また、今後の市町村との同様の協議において率直な意見交換に支障が生じるおそれがあるとしている。

イ たしかに、本件事案で問題となっている一般廃棄物の焼却施設のようないわゆる迷惑施設について、実際にその運用や安全性について近隣住民から懸念が示されている場合において、まだ結論が出ていない協議途中の情報が断片的に公開されることにより、誤解、臆測等を生み、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるという説明は首肯できる。

ウ また、実施機関が今後の市町村との同様の協議において率直な意見交換に支障が生じるおそれがあるとしていることについては、実施機関が言うように、本件非公開部分においては実施機関と市との間で率直で忌たんのない意見交換をしていることが認められ、本件事案にあるような廃棄物処理施設に係る問題に関連する実施機関と他の行政機関との協議等は日常的に数多く行われていると認められる。このような協議等の具体的な内容が後に公開されることとなれば、今後の同様の協議において、当事者が具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇<sup>ちゆうちよ</sup>したり、作成者が公開されることを意識した形式的な記述をせざるを得なくなったりするおそれがあるとして認められ、今後の廃棄物行政を行う上で必要な客観的、具体的な情報の収集や事実の把握に支障が生じるおそれがあることは否定できない。よって、本件非公開部分は条例第8条第3号に規定する情報に該当すると認められる。

エ 次に、実施機関が本件非公開部分には条例第8条第3号に規定する情報に該当するものとそれ以外の情報が混在し、これらを分離することが技術的に困難であるため、全体として同号に規定する情報に該当するとしたことについて見ると、本件非公開部分には、例えば、公文書4の「概要」部の第1段落及び第2段落並びに公文書5の「概要」部の第6段落前段のように、既に公開している情報や単なる事実関係を示す情報等であって比較的容易に他と分離することができる体裁で記載されているものがあると認められるので、本件非公開部分が全体として条例第8条第3号に該当するとは認められない。

オ 以上のことから、本件非公開部分には条例第8条第3号に規定する情報が多く含まれていると認められるが、その全てが同号に規定する情報に該当するものと認めることはできないので、個別に検討しても同号該当性を認めることができない部分については、その他の非公開情報に該当しない限り、これを公開するのが相当であると判断した。

### 3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 徳島県情報公開審査会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
大森 千夏	弁護士	
喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	
田中 里佳	公認会計士, 税理士	
松尾 泰三	弁護士	会長職務代理者